## BBL 議事録 2001.11.1

「日本におけるコーポレート・ガバナンスについて」 スピーカー: 矢内裕幸氏(経営アドバイザー/エピファニー代表) コメンテータ: ロバート・F・グロディン氏 (ACCJ 会頭/White&Case LLP パートナー)

## <u> 矢内裕幸氏:</u>

お手元に日本コーポレート・ガバナンス委員会が編んだ「改訂コーポレート・ガバナンス 原則」があるかと思います。委員会の前身である日本コーポレート・ガバナンスフォーラ ムは 1998 年 11 月に組織され、日本興業銀行の中村金夫氏と早稲田大学の奥島総長が共同 理事長でいらっしゃいました。コーポレート・ガバナンスについて研究者・経営者が一緒に 勉強していく会として立ち上げられたものです。この中でさまざまなプロジェクトチーム を作り、研究会や調査を行ってきましたが、そのうち経営者が参加しているグループが 96 年 12 月にコーポレート・ガバナンス原則策定委員会を作りました。メルシャンの鈴木社長 に理事長をお願いして、98 年 5 月に「コーポレート・ガバナンス原則」を提案させていた だきました。これは要するに、日本で初めて企業経営者が自分たちの企業経営、いわゆる コーポレート・ガバナンスのあり方をどのように構築していくか、という理念と手法をまと めたものです。

英語を併用したこともあって、おかげさまで世界各国から反響がございました。米カリ フォルニア州の年金基金(カルパース; CalPERS)は日英独仏の主要国におけるグローバ ル・ガバナンス原則を示しているんですが、日本市場原則として日本コーポレート・ガバ ナンスフォーラムが作成した「原則」を利用するようにと定めたため、各方面で評判にな りました。コーポレート・ガバナンス原則策定委員会は98年5月に原則を出して解散をし たんですが、こうした原則は言いっ放しというのは無責任であろう、ということになり、 この原則をフォロー・アップし、改訂版を出していくための別の委員会を作りました。それ が日本コーポレート・ガバナンス委員会でこちらはオリックスの宮内会長に委員長になっ ていただきました。

この「改訂版原則」は私が条文を作り、早稲田大学の上村教授が解説を書き、東京大学 の若杉教授が前書きを書く、というように三名で役割を分担、委員会の皆さんと結構すさ まじい議論をいたしました。法律学者同士の学説をめぐる論争、法律学者と経済学者の違 い、すなわち「株主」や「所有」といった概念の理解がまったく違ったのでその調整が大 変でした。また、経営者同士の対立、たとえば Chairman & CEO は board のガバナンスを とりしきる board の代表としての Chairman であり Executive なので代表者としての CEO の兼任を認めるかどうか、という箇所で、二つは分けるべきだという意見と片や米国 は Chairman & CEO が 85%なので米型でいいのではないか、という意見を巡っての議論 がありました。さらには経営者 vs 学者という論争もございまして、これが一番大変だった んですが、そんなこんなで10月26日に発表会を行いましたが、その3日前にようやく議論が収束した、あるいはむしろ議論を収束させた、という状態でございました。

さて、本題であるコーポレート・ガバナンスに入る前に日本コーポレート・ガバナンス委 員会の活動についてお話をさせていただきます。98年11月から2001年10月まで毎月一 回程度、合計31回の会合を開催しました。その間、この改訂版作成以外にやっていたのが SONYの社外取締役に当時の一橋大学教授の中谷巌さんが就任される、といういわゆる「中 谷問題」への対応です。この委員会で国立大学の教授にも社外取締役への道を拓くべきだ という提言を3本出しました。また、人事院規則の問題もございましたので、人事院総裁 に委員会から代表が出向いて「何とかしてほしい」という陳情もいたしました。総裁は「社 外取締役、社外取締役などと言っているけれども、商法のどこをみても社外取締役など書 いていないではないか」と言われて、あっさりと否定されたんですが。一方、国立大学教 授委員会は、社外取締役は明記されないけれど監督者としての社外監査役は加えるという ように人事院規則を変更することになりました。社外取締役はまだダメですけれど、その 道を拓いたという意味ではかなり大きな一歩だったのではないかと思います。

さて、この改訂版原則の最大の意味は改正商法の理念の先を見据えたことではないでし ょうか。特徴は企業サイドからの自己規律というか自発的な原則であるということ。つま り企業の行動や考え方について企業自身がこのような規律に則る、という原則を出すこと で年金基金や機関投資家、マーケットサイドからの企業に対する判断が、こうした原則を 遵守しているのか、そうではないのかというところで分けられてくるのかと思います。そ のほかの特徴としては「取締役会の使命と役割」の【原則1】で「取締役会を経営監督機 関と位置づける」としたことがあげられます。と申しますのも、改正商法の理念では取締 役を監督機関とする、となってはいるものの非常に中途半端な位置づけなのです。そこを 我々としては取締役会を経営監督機関として位置づける、というすべてをここから派生さ せて考えるという方針にしました。「1-2.取締役会は最高経営執行者(以下、CEOという) の経営執行を監督する。経営監督に際しては、CEO を中心とするマネジメント・チームに よって実現される経営成果が、株式市場を中心とする証券市場によって評価されることを 前提とする。」としています。続く【原則2】で「取締役会の権能」、【原則3】で「取締役 会の構成」について言及しています。その取締役会の構成に関して 3-1.で人数を制限、3-2. では社外取締役および社内取締役で構成されることを述べたうえで、さらに取締役会構成 員の過半数は、社外取締役から構成される、と規定しています。留意すべきことは、進ん でいる企業であっても半数の社外取締役を取り入れているところはまだ数社しかないとい う現実です。

【原則4】「社外取締役とその独立性」では「4-1.社外取締役とは、当該会社とその親会

社・子会社・関連会社(以下、会社等という)の常勤取締役、経営執行者および従業員で はない(なかった)者をいう」という概念を確立して、商法の中でも社外取締役の独立性 について述べられてはおりますが、もう少し要件を厳しくしてはどうかということで、「4-2. 独立取締役とは、その意思決定において会社の経営陣から完全に独立した判断を下すこと が出来る者をいい、その要件は会社と利害関係を有さないことである」としております。 もっとも、独立性の要件というのは形式基準でして、独立取締役でも凡庸な人と、社外取 締役だけれども優秀な人がおります。企業としては当然優秀な取締役を選ぶわけですから、 今後その育成、トレーニングが大切になってくると思います。

続く【原則5】「取締役会主宰者の役割」は、先ほどもありましたが、アメリカの企業の 85%で採用されている Chairman&CEO が企業側にとってはいい、という経営者と、いや そうではない、Chairman と CEO は理念的にも理論的にも分けるべきだという人がおられ ました。ただ、アメリカでは Chairman と CEO が兼職していても 10 人のうち 8 人が社 外取締役、さらにそのうちの 3 分の 2 が他社の CEO をしているような状況があるわけで す。こういった経営監督機構としての board が実際に機能している場合にはどちらでもい いのではないかと思います。他方、日本では取締役会長、取締役会議長、会長、議長の区 別がよくわからない。通常、社長を引退したら財界活動や業界活動をやるために会長にな るのであって取締役会議長としての会長ではなかったたりします。ひどい時には取締役議 長は平取(ひらとり)にやらせているという例もあって、Chairmanの成厳などは一切あり ませんでした。新しい機構を作る時には取締役会議長という役割は今後は代表者がなる、 ということをリマインドしてくださいと。

第二章で「取締役会内委員会の使命と役割」われわれは各委員会をどのように考えるか ということを書いております。ここでは、指名委員会、報酬委員会、監査委員会、そして 必要に応じて特別委員会をもてるとしています。各委員会は3名以上の委員によって構成 され、「4-3.指名委員会および報酬委員会の過半数は社外取締役によって構成され、そのう ち、1名以上は独立取締役とする。監査委員会の構成員の過半数以上は、独立取締役とする」、 さらに「4-4.各委員会の委員長は社外取締役が務める」と定めております。

次に【原則 7】「各委員会の役割」という項目で「7-1.指名委員会は、? あらかじめ定め られた資格要件等に照らして取締役の候補者を決定し、あるいは取締役の解任を株主総会 に協議する。? 経営執行者の人事を取締役会に提議する。CEO は指名委員会に対して要望・ 意見等を提出すること、あるいは委員会に出席してそれらの見解を陳述することができ る。」「7-2.報酬委員会は、あらかじめ定められた報酬原則等のもとで取締役、経営執行者に かかわる報酬制度および個別金額を審議する。報酬制度の目的は、取締役・経営執行者の 努力を最大限引き出すことであるから、報酬委員会は、公正かつ適切に設計されたインセ ンティブ報酬制度を積極的に評価すべきである。」「7-3.監査委員会は、会計・監査全般を統括し、公認会計士監査の評価、公認会計士の選解任、内部統制・内部監査・統制環境の評価と改善、その他これに関連する業務を職責とする。」「7-4.特別委員会は、株主代表訴訟、TOB、重要な事項の発生等、株主の利益に重大な影響を与える自体が生ずることに備えて設置される。」としている。

次に重要なのは「CEO の報酬額向上とその開示」です。日本の経営者は報酬の金額個別 開示を非常にいやがります。その理由として「アメリカの CEO ほどもらっていないから恥 ずかしい」といったことをあげる方がいらっしゃいます。確かにアメリカで FORTUNE500 に入る非常に良い業績をあげた CEO の場合、年収が 250 億円程度、SONY の社長クラス であれば本当は 50 億円に相当するとも言われますが実際には 1 億円台です。日本では今ま で地位と名誉と報酬は別であると言ってきましたが、日産やマツダに見られるように優秀 な CEO がポストにつくかどうかという問題も出てくる。そこでたっぷり報酬をあげましょ う、という提言なんです。たっぷり報酬を出した上でそれを開示したらどうなのかと、そ うすると CEO の成果と評価基準が非常にクリアになる。こうなると、今までのようないい 加減な経営が是正され、優秀な CEO だけ残ると。報酬開示でなんとかこのようにシステム を変えられるのではなかろうかと提案しております。

第三章は CEO のリーダーシップについて述べています。日本の経営者はガバナンスつま り経営監督と言われると自分の権限が縮小されるのではないかと恐れているという人が多 いようですが、そうではありません。今まで日本の社長はアメリカの CEO と同じ権限があ ったわけですが、権限はあっても責任をとらない、あるいは権限なるものが明文化されて いない、オーソライズされていない、ということで非常にあいまいだったわけです。それ をアメリカと同じように明文化して権限と責任をはっきりさせる、その中で存分に経営を やって下さい、ということなんです。ですから board の役割は経営監督機関なんだという 位置づけですね。board になって CEO はオールマイティになってくださいと、ただし、オ ールマイティになるにあたっては優秀な人がなってください、というわけなんです。優秀 な成果を残せない人は board に首を切られる、というような board と CEO の関係をここ でははっきりさせた、ということです。

【原則 9】「経営執行委員会」は CEO がオールマイティとは言っても一人では何もでき ないわけですからマネジメント支援という意味合いの経営執行委員会です。

次に第四章「株主代表訴訟への取り組み」ですね。経営判断の原則が裁判所の判例等で 積み重なっていくといったときに、日本でも訴訟委員会が設置されてそこでの判断を裁判 所が尊重するという内部統制をこれから築いてはどうか、ということが書かれています。

第五章は「経営執行の公正性と透明性の確保」としております。ここでは【原則 11】「内

4

部統制」について非常に詳しく書きました。つまり内部統制の責任は CEO にある、さらに その結果をきっちりとディスクローズしましょうということを【原則 12】「ディスクロージ ャー」で述べました。【原則 13】「株主総会」と【原則 14】「インベスター・リレーション ズ」を分けて記述しています。

さて、社外取締役になれるような人材が日本にいるんですか、ということを聞かれます。 中谷さんのような国立大学の教授まで引っ張り出してこないといないのか、と。ところが アメリカでも取締役 10 名のうち 8 名が社外で 8 名のさらに 3 分の 2 が他社の CEO や元 CEO なんですね。つまり米でも必要とされているのは他社の CEO や元 CEO 経験者です。 当然、日本でも社長や会長はいるし、その中には優秀な方もいらっしゃいます。ただ、日 本では自分が社外取締役になった経験が少ない、他社の board に社外取締役がいる企業が 少ない等、社外取締役についての知識、経験あるいは実践というのが少ないだけだろうと。 また、取締役社長が優秀であれば社長が優秀なのであって、取締役の部分が欠けていた。 その部分が全く意識すらされてこなかった、というのが現状なのです。したがって今後、 CEO のトレーニングが課題になってくるのでしょう。

## <u>ロバート・F・グロディン氏</u>

こういうところでコーポレート・ガバナンスに関して話すときはバック・グラウンドから 語るのがいい、という経験をしておりますのでそこから始めさせていただきます。かつて ダーウィンは「生き残る種はもっとも柔軟性が高く、対応型なのであって、強い種や頭の いい種が生き残るのではない」と述べています。日本が直面しているのはまさにそういう 状況なのです。

20年前はまだグローバル化の時代ではなく、日本型官僚組織が健在で IT もなければ株主 代表訴訟もなかった。人口は増加基調にあり間接金融が主流であったそんな時代のコーポ レート・ガバナンスが、依然日本では生き残っているのです。現代は情報が自由に行き来す る時代です。IT パワーと経営環境の違い、たとえば M 自動車が 20 年隠し続けてきたもの が従業員の告発によって明るみに出るというように、経営者と従業員の関係が変わってき ていることを認識するべきでしょう。

マーケットに対応する情報開示を、以前は一部上場企業が会社の名誉やお飾りとしてや っていたこともありましたが、今はマーケットから資金調達する、という実需のために世 界資本市場が何を要求しているかを考える時代なのです。必ずしも米型による必要はあり ません。マーケットへの情報開示、リスク管理など会社経営者に対して要求されているこ とを中心に考えてどのような措置を導入すべきか、というところから話をしなければなら ない。非常に残念なことは、その視点が中心になっていない、ということなんです。アメ リカが要求しているからイヤだという。そういう幼稚な議論にはなってほしくないんです。 もっと実質的に会社や社会のために何がいいか、これが原則ですね。 今までの日本はどちらかというとメインバンク経営、官僚経営で、直接の話し合いによって一般情報開示をせずに物事が解決していました。会社の情報は一切合財秘密であると。 何かひとつでも外にもらしてしまうと、全て広まってしまう。会社として何が本当に秘密 で、何が一般常識なのか、区別をちゃんとしてこなかったのでしょう。取締役になればす べて会社の情報をもらう権利がある。そしてそれには守秘義務がある。システムはこのよ うにもう全部できているのですから、本来は問題ないはずなのに、一切情報を外に出した くない。社外取締役の受け入れシステムをつくればいいのに、入ってほしくないので作っ てあげませんという自己防衛というか、"子供の世界"で非常に残念です。

今の時代に対応できるよう、最近目指しているのはすべての情報システムを今すぐ作っ てしまって開示するのは大変なので、社外取締役という外の目を使って会社の行動をマー ケットや従業員に説明できるのかできないのか。社外ですから、完全に目がいきわたらな いこともある。ただ、そこで不祥事を防ぐリスク管理として今何をすればいいか、という と「内部統制」。これが非常に大切で内部統制がなければ何もできませんから。

内部統制だけでなく、もうひとつ関連があるのが公認会計士。今、日本には 2 万人くら いの公認会計士がいます。スタンダードで実際に監査ができるのか、その受け入れ体制の 問題。日本の公認会計士が監査するにあたって、内部にアクセスがあるかというと、今ま では実務上はないんですね。会社から出される情報にだけ目を通す。これだけで財務諸表 の信頼性があるかというと無いですね。先日、ビッグ 5 のうちのトップの一人が日米の監 査を比較して、そのマンパワーは米国では日本の 6 倍かかるそうです。会社の中に完全に 入り込んで日本がそのスタンダードで監査することになれば、現在の 6 倍の公認会計士が 明日にでも必要だ、と。つまりスタンダードを設定しましたよ、といってもそれを実行す るのは不可能なんですよ。そのプロフェッション・システムができていないんです。司法改 革で法曹人口については増やすと明言されていますが公認会計士については耳に入りませ んね。

コーポレート・ガバナンスを確立するにはすべて同時進行しなければ、問題解決はされ ません。

日本のリスク管理システムを歴史的に 20 年前と比較をしたいところなんですね。つまり 80 年代、日本の会社にとってのリスクは官僚のリスクでした。官僚による法律の解釈と実 施についての情報をとっていればリスクがだいぶ減るし、会社のリスクコントロールはそ こでほとんど出来たんですね。まだ国際化されていませんでしたから官僚をおさえていれ ばリスクは管理できた。その時代はそれでよかった。

でも今は時代がまったく変わっているにもかかわらずまだ管理システムは変わっていない。意外にそのまんま残っているんですね。移行していない。内部統制など今に対応する 管理システムが導入されていない。そこでリスク管理、内部統制、監査、それぞれが必要 になってくる。

コーポレート・ガバナンスの実質を日本で検討しているのは日本にとって本当にいいこ とです。将来的に何がいいシステムかはわからないから実験はよい。会社がいろいろなシ ステムを導入してみて、それを開示し、多様になっている。マーケットがディスクロージ ャーして、この会社がこういう形でやっている、と説得できればいいわけでマーケットが それでは不十分だとすれば株価は下がるだろうし、マーケットがいやがった会社がそれに 対応して改善すれば日本の将来にとっていいシステムがみつかるでしょう。

社外取締役1名というのはACCJ(アメリカ商工会議所)としては全然足りないんです ね。1名では"お飾り"なんですよ。それではダメです。もっと柔軟性をもってほしい。来年 から最低1名というのはやめて上場基準として5年以内に社外取締役が過半数にいたるよ うにする、と。5年の準備期間で少しずつ教育していって、ただし、5年後には過半数を満 たしてください、と。